

徳島ガンバロウズ



今年から、徳島の地元バスケットボールチームである徳島ガンバロウズのスポンサーとなりました。以前からガンバロウズは個人的にも応援していたところでしたが、もっと強くなって徳島を盛り上げて欲しいという想いもあり、微力ながら協力させていただくことになりました。

去年は、プレーオフで惜しくも負けてしまいましたが、それでも試合はとても面白く観戦することができました。今年は、できるだけホームゲームの観戦を増やして応援していきたいです。

(孝志洋)

インボイス「2割特例」が令和8年9月末で終了します—10月からの備え—

インボイス制度の開始に合わせて設けられた消費税の負担軽減策「2割特例」が、いよいよ節目を迎えます。免税事業者からインボイス発行事業者になられた方の多くがご利用の制度ですので、今号で改めて確認いたします。

2割特例は、納める消費税を「売上に係る消費税額の2割」で計算できる特例です。国税庁の公表資料によれば、適用できるのは「令和8年9月30日が属する課税期間まで」とされています。ここで注意したいのは、区切りとなる時期が事業者ごとに異なる点です。個人事業者の方は令和8年分(令和8年12月31日まで)が最後の適用となり、3月決算の法人であれば令和9年3月期がこれに当たります。まずはご自身の最後の適用期をご確認ください。



個人事業者の方には、後継となる措置が用意されています。令和8年度税制改正で新たに「3割特例」が設けられ、令和9年分と令和10年分の2年間に限り、納税額を売上に係る消費税額の3割で計算できます。対象となるのは、インボイス登録を機に課税事業者となった、基準期間の課税売上高が1,000万円以下の個人事業者の方です。

一方で、法人にはこの3割特例はありません。特例が使えなくなった後は、原則的な計算によるか、「簡易課税制度」を選ぶことになります。簡易課税は、業種ごとに定められた割合で仕入れ分を計算する方法で、事務負担が軽くなる場合があります。ただし適用には原則として事前の届出が必要です。ご自身にとって原則計算と簡易課税のどちらが有利になるかを、来期以降の売上や設備投資の予定も踏まえて、早めに見極めておくことをおすすめします。



なお、免税事業者などからの仕入れに係る仕入税額控除の経過措置も、令和8年度改正で見直されています。10月以降の取扱いは事業形態やお取引の内容によって変わりますので、切り替えの時期にあわせて一度点検されてはいかがでしょうか。ご不明な点がございましたら、いつでもご相談ください。

(大寺)



資産税係 遺贈寄付とは

遺言によって、国や地方公共団体、一定の公益法人などへ財産を寄付することを「遺贈寄付」といいます。遺贈により公益性の高い団体へ財産が移転した場合、その財産は相続人が取得するものではないため、原則として相続税の課税対象とはなりません。

一方、相続人が相続で取得した財産を、相続税の申告期限までに国・地方公共団体・一定の公益法人等へ寄付した場合には、その財産を相続税の課税価格に算入しない特例があります。適用には、申告書への明細書等の添付が必要で、寄付先が2年以内にその財産を公益事業の用に供しなかった場合などは課税し直される点にご注意ください。

特にご注意いただきたいのが、現金以外の財産の遺贈です。土地や株式など値上がりした財産を法人へ遺贈すると、時価で譲渡したものとみなされ、亡くなった方に所得税（譲渡所得）が生じ、相続人がこれを申告・納税することになります。国・地方公共団体への遺贈は非課税とされますが、公益法人等への遺贈で非課税とするには国税庁長官の承認が必要です。

寄付先として認められる法人は法令で限定されており、公益的な活動をしていても対象外の法人があります。遺贈寄付は税負担の軽減を目的とするものではなく、ご自身の想いを社会へつなぐ手段です。ご検討の際は、遺言書の書き方も含めて、お気軽に当事務所までご相談ください。

(坂田)

社会保険 9月分保険料からは、定時決定による標準報酬月額の確認が必要です

社会保険料は、原則として7月に提出した算定基礎届（4月～6月に支払われた給与）によって保険料が決定（定時決定）され、当年9月から翌年8月まで適用されます。

算定基礎届提出によって決定された等級は、9月分の社会保険料（10月末日納付）から反映することとなりますので、給料からの控除額を確認して下さい。

※算定基礎届による定時決定の対象とならない方

- 6月1日以降に社会保険に加入した方
- 7月・8月・9月に月額変更届提出による随時改定に該当した方



保険料率(徳島県 令和8年4月分～)

健康保険料		介護保険料		子ども・子育て支援金		厚生年金保険料	
全 額	折 半	全 額	折 半	全 額	折 半	全 額	折 半
10.24%	5.12%	1.62%	0.81%	0.23%	0.115%	18.300%	9.150%

(吉田)

税務調査の修正申告について

調査担当者から「修正申告」を勧められましたが、必ず応じる必要がありますか？

(1) 修正申告は拒否できるのか？

■判断は任意

修正申告は納税者が自発的に行うものであるため、納得がいけない場合は応じる必要はありません。

■不利益な扱いの有無

勧奨に応じない場合、税務署側が「更正(税額を決定する処分)」を行いますが、応じなかったこと自体で、応じた場合よりも罰則が重くなるような不利な扱いは基本的にはありません。

(2) 「修正申告」と「更正」の違い

税務調査の結果、内容に誤りがあると認められた場合、その修正方法は「自分で直す」か「税務署が直す」かの2パターンに分かれます。

どちらの場合でも、不足していた税金(本税)に対する「延滞税」は発生します。放置する期間が長くなるほど延滞税は増える可能性があります。

■修正申告

修正申告は調査担当者からの説明に納得し、納税者が自らの意思で申告内容を修正して提出することです。

【不服申立ての扱い】自分の意思で提出したものであるため、後から「やはり納得がいけない」と処分の取り消しを求める不服申立てを行うことはできません。

■更正

更正は修正申告の勧奨に応じなかった場合などに、税務署側が調査結果に基づいて税額などを決定する「処分」のことです。納税者が納得していない場合でも、税務署の権限で税額が確定します。

【不服申立ての扱い】税務署による「処分」であるため、その内容が不当だと考える場合には、処分の取り消しを求めて不服申立てを行うことができます。

(大下)

借手のリース料は、原則として、利息相当額部分とリース負債の元本返済額部分とに区分計算し、前者は支払利息として会計処理を行い、後者はリース負債の元本返済として会計処理を行います。

(仕訳例) リース料支払日
リース負債 150 / 現預金 200
支払利息 50

借手のリース期間にわたる利息相当額の総額は、リース開始日における借手のリース料とリース負債の計上額との差額になります。利息相当額については、借手のリース期間にわたり、原則として、利息法(リース負債の未返済元本残高に一定の利率を乗じて支払利息を算定する方法)より配分します。

企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」における原則と同様に、利息法による配分が原則的な会計処理になります。また、支払利息の計算に用いる利率は、リース料総額を現在価値に割り引いたときに用いた割引率です。

なお、使用権資産総額に重要性が乏しいと認められる場合は、次のいずれかの方法を適用することができます。

①利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法 (利子込み法)
借手のリース料から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法。この場合、使用権資産およびリース負債は、借手のリース料をもって計上し、支払利息は計上せず、減価償却費のみを計上します。

②利息相当額の総額を定額法により配分する方法
利息相当額の総額を借手のリース期間中の各期に定額法により配分します。
使用権資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは以下の場 合です。

未経過リース料の期末残高

未経過リース料の期末残高+有形固定資産・無形固定資産の期末残高

<10%

(孝志茜)

リスマネ委員会

生命保険料控除制度改正についてお知らせ

子育て世帯の生命保険料控除が最大6万円に拡充！

子育て世帯のリスクへの備えを支援するため、2026年分・2027年分限定(時限措置)で所得税の控除枠が広がります。

- 対象：23歳未満の扶養親族がいる世帯
- 拡充内容：新制度の「一般生命保険料控除」
- 注意点：全体の所得税の控除合計上限(12万円)は変わりません。

項 目(所得税)	改定前	改 定 後
新制度・一般生命保険料控除の上限	4万円	6万円
介護医療保険料控除の上限	4万円	4万円(変更なし)
個人年金保険料控除の上限	4万円	4万円(変更なし)
控除の合計上限	12万円	12万円(据え置き)

※共働きの場合は、夫婦それぞれが支払った生命保険料について控除を受けられます。
※「旧制度」契約や、住民税の上限の変更はありません。

ご家族の安心を支える保障内容を、この機会に一度見直してみたいはいかがでしょうか。
年末調整でこの減税措置(控除)の適用を受けるためには、毎年10月～11月頃に保険会社から郵送される『控除証明書』の添付が必要となりますので、紛失されないよう大切に保管してください。

(さくらビジネス)

9月の社会保険労務

- 9月30日
 - 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
 - 健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
 - 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
 - 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- ※老人週間(15日～21日)
健康増進普及月間
船員労働安全衛生月間
障害者雇用支援月間

9月の税務

- 9月10日
 - 1. 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 9月30日
 - 2. 7月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(・法人事業所税)・法人住民税>
 - 3. 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
 - 4. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
5. 1月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
6. 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
7. 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>



新入職員紹介

はじめまして。6月29日よりさくら税理士法人に入社しました、野田奈津美と申します。

私には2歳と1歳の子供がいます。バタバタの毎日を過ごしていますが、たくさんの発見や喜びを噛みしめて子育てを楽しんでいます。

趣味はドライブ、旅行、カフェ巡り、ドラマ鑑賞などで夏はラフティングによく行っていました。

最近はやなかなか時間が取れずできないこともあります。時間を見つけてはリフレッシュしています。

前々職は美容師、前職は司法書士事務所で勤務しておりました。新しいことにチャレンジすることが好きで、この度も未経験分野へのチャレンジに奮起しております。至らない点もあると思いますが、一日でも早く皆様のお力になれるよう頑張ります。



野田 奈津美



渡邊 志津加

7月より入社いたしました、渡邊志津加と申します。この度、さくら税理士法人の一員として皆様をお手伝いさせていただくことになりました。

これまでは、主に建築や不動産業界のバックオフィスで、経理や総務の仕事に携わってまいりました。税理士補助業務は初めてですが、これまでの実務経験を活かし、一日も早く皆様のお役に立てるよう、前向きに励んでまいりたいと思っております。

趣味は音楽鑑賞です。休日は大好きな音楽を聴きながら、家でゆったりと心地よい時間を過ごしてリフレッシュしています。

一つひとつの仕事に対し、丁寧に取り組んでまいります。これからどうぞよろしくお願いいたします。



孝志 茜一取締役監査等委員就任!!

ニホンフラッシュ(株)。6月26日の株主総会で選任。取締役の業務執行を監査する役職。(株)徳島大正銀行で10年間経験済。

さくら税理士法人・渦潮監査法人の役員兼務。私の娘。

(竹内)

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。なお当文書は執筆時現在の情報です。内容が改定される可能性もございますのでご了承ください。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

発行

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合
徳島県労務能率協会

〒770-0025
徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <https://www.skr39.co.jp/>
Eメール: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181